

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。
しかし、私の両親が20歳の時から国民年金に加入し、保険料も納付してくれていたし、結婚後は夫の親類が経営する会社の手伝いをしていたため、母か親類が私に代わり、保険料を納付し続けてくれていたはずなので、申立期間について未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は結婚後、任意加入被保険者への種別変更を適切に行っている上、申立期間を除く前後の任意加入被保険者期間の国民年金保険料も納付済みとなっていることから、申立期間の保険料についても納付していたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人と同様、その母親が国民年金保険料を納付していたとする申立人の兄は、申立期間が納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月20日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年6月1日まで
② 昭和19年9月17日から21年3月1日まで

昭和15年3月にC社、17年4月にA社（共に、現在のA社）B支店に入社し、54年6月に定年退職するまで勤務した。申立期間①は、19年6月1日に厚生年金保険に加入するまでは、労働者年金保険の被保険者であったと思ひ、申し立てた。申立期間②は、陸軍に召集されていた期間であるが、A社を離職しておらず、召集解除後も同社に引き続いて勤務していたので、申し立てた。当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

定年退職者名簿及び退職給与金支給明細書により、申立人は、申立期間①及び②において、A社B支店に在籍していたことが確認できる。

申立期間②については、D県が保管する兵籍簿等によると、申立人は、昭和19年8月15日に陸軍に召集され、20年8月20日に「豫備役」となり、その直後に、当該事業所に復職していることが認められるところ、オンライン記録によると、申立人は、19年6月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月17日に同資格を喪失している。

しかしながら、当該資格喪失日（昭和19年9月17日）は、申立人が陸軍に召集されていた期間内にあり、同日時点で被保険者資格を喪失していたとは考

え難いことから、申立人は、兵籍簿による復員時（20年8月20日）まで被保険者資格を有していたものと認められる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、当該期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間のうち、昭和19年10月1日から20年8月20日までの期間については、仮に当該事業所から被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該期間に係る申立人のA社B支店における資格取得日は、当時の厚生年金保険法の施行日である昭和19年10月1日、資格喪失日は、兵籍簿により豫備役となった20年8月20日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和19年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、80円とすることが妥当である。

一方、申立期間①、及び申立期間②のうち昭和19年9月17日から同年9月30日までの期間については、上記のとおり、定年退職者名簿等により、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められるものの、17年6月施行の労働者年金保険法は、厚生年金保険法が施行（昭和19年10月1日）される以前の期間において工場や炭鉱で働く男性の肉体労働者のみを適用対象としており、19年6月1日から同年9月30日までは、同年10月1日からの保険料の徴収開始に係る同法の適用準備期間とされていたところ、申立人は、「Eの仕事に従事していた。」と供述していることから、当該期間において労働者年金保険の被保険者とされるべき肉体労働者ではなかったものと考えられる。

また、申立期間②のうち、昭和20年8月20日から21年3月1日までの期間については、上記のとおり、定年退職者名簿等により、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められるものの、申立人と同様に召集解除後に当該事業所に復職した同僚も、復職後の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、申立人と同じ21年3月1日とされていることから、当時の当該事業所では、何らかの理由により復職後すぐには厚生年金保険の被保険者資格を再取得させていなかったものと考えられる。

このほか、当該期間における申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①並びに申立期間②のうち、昭和19年9月17日から同年9月30日までの期間及び20年8月20日から21年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から60年1月まで

社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答があった。

しかし、A社を退職後、B市役所で国民年金の加入手続をした記憶もあるし、平成4年に年金住宅資金の融資を受けるために、申請免除期間の追納もしており、当然申立期間についても納付をしていなければ融資が受けられなかったはずである。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年にC事業団(当時)による年金住宅融資を受けた実績があることを、国民年金保険料の未納が無いことの一つの根拠として主張しているが、当時の同事業団の融資条件を確認したところ、i)国民年金被保険者期間が通算3年以上あること、ii)融資申込月の前月までの2年間に未納が無いこと、の2点が条件とされているのみであり、この融資実績を根拠に申立期間の保険料納付を推認することはできない。

また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄を確認しても、オンライン記録と同様に、申立人が申立期間に国民年金の被保険者であったことを示す記載は確認できないことから、申立期間は国民年金未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は加入手続や保険料納付に関する記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年3月までの期間及び5年1月から7年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から同年3月まで
② 平成5年1月から7年7月まで

申立期間の国民年金保険料を滞納していたが、何回も督促があったため、見兼ねた母親が未納分の保険料を全額納付してくれたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が平成元年1月ごろ国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の加入記録から、申立人の国民年金の加入手続は同年11月ごろに行われたことが確認でき、オンライン記録において、申立期間の被保険者資格が9年5月8日に追加処理されていることから、加入手続をした時点では、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、当該追加処理された時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

申立期間②については、申立人はまとめて国民年金保険料を納付したことについて、「時期は定かではないが、金額は20万円台だったと思う。」と回答しているが、オンライン記録によると、申立期間直後の平成7年8月から9年3月までの国民年金保険料24万1,200円が9年9月16日に過年度納付されていることが確認でき、申立人が2、3年は滞納していたと述べていることから、申立人は、当該過年度納付を申立期間の保険料の納付と混同しているものと考えられる。

また、当該過年度納付した時点では、申立期間②は時効により国民年金保険

料を納付できない期間である。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年3月まで
生前、母親が私の学生時代の保険料を、A市に勧められ一括して納付したと話していた。所持している年金手帳にも「50、一括」と記載されており、母親が納付したと確信している。
申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月6日に払い出され、48年*月*日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できることから、この時点では、申立期間のうち48年1月から同年6月までの期間は、時効により、制度上、保険料の納付はできず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、その所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」欄の余白に「50、一括」と記載されているので、申立人の母親が一括納付をしたと主張しているが、申立期間当時を知るA市の担当者は、申立人の国民年金被保険者名簿の摘要欄にも「50、一括」と記載されていることから、「昭和50年に一括適用されたことであろうと思われる。また、申立人以外の被保険者名簿にもこの様な記載が見受けられた。」と回答している。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人と同日に同手帳記号番号の払出しを受けたことが確認できる6人に照会したところ、5人から返答があり、そのすべての所持する年金手帳に「50、一括」の記載があるとの回答があった。

加えて、A市が作成した国民年金被保険者名簿の検認記録欄には、「昭和51年6月15日、Bにて納付確認(S48.1~50.3)㊦」、「昭和53年10月17日、

Bにて現金納付（S50. 4～50. 9）㊟との記載があり、このことについてもA市の担当者は、「B社会保険事務所（当時）において、未納期間と納付済期間がそれぞれ確認された日の記載である。」と回答している上、同市の国民年金過去納付記録表示からは過年度保険料として昭和50年4月から同年9月までの保険料6,600円が納付されたことが確認できるが、申立期間については未納と表示されている。

このことから、仮に納付できる期間の保険料をすべて納付したと仮定すると合計額が1万7,400円となるが、申立人が母親から聞いたとする額の3万円から5万円とは大きく乖離^{かいり}している。

このほか、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付等に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡している上、父親も高齢のため証言を得ることができず、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月及び同年5月

私は、平成6年6月2日からA議員の公設秘書として勤務し、厚生年金保険に加入したが、それより前の申立期間は、私設秘書であったため、厚生年金保険に加入できず、国民年金に加入していた。ところが、申立期間について、同年4月1日に国民年金被保険者の資格取得した後、4月2日に資格喪失したものとされている。一日で国民年金を脱退した記憶は無く、加入手続の後、保険料も納付した。申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

基礎年金番号の導入(平成9年1月)より前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、申立期間当時は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

また、当時の住所地であるB市の記録においても、申立期間以外の国民年金加入期間については、申立人の国民年金の異動記録が確認できるが、申立期間については、申立人が国民年金被保険者資格を得喪した形跡は無く、申立人の所持する基礎年金番号導入前の2冊の年金手帳を見ても、国民年金手帳記号番号は記載されていない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の申立期間について、オンライン記録上は、平成6年4月1日に資格取得された後、その翌日に資格喪失した記録があるところ、この記録は、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無いことから、基礎年金番号導入後に、社会保険事務所(当時)において、基礎年金番号による管理の下で、さかのぼって国民年金被保険者資格の得喪処理が行われた際、資格喪失日の入力が入ってなされたものと考えられるが、基礎年金番号導入以降におい

ては、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できなかったものと考えられるため、これをもって保険料を納付したとまでは推認し難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 716

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 7 日から同年 9 月 4 日まで

A社に昭和 45 年 3 月から 52 年 1 月まで引き続き勤務していたのに、申立期間が空白となっているのは納得できないので、年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は、申立人が申立期間においてA社に勤務していた旨証言しているものの、当該同僚の中には、申立人と同様に、同社の厚生年金保険被保険者期間において空白のある者が6人確認できるところ、当該同僚6人のうち、所在が確認できた4人は、いずれも資格喪失した時期に明確な喪失理由が存在していた旨証言していることから、当時、同社は、厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る事務手続を適切に行っていたことがうかがわれる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 45 年 3 月 19 日に整理番号*番で厚生年金保険被保険者資格を取得、47 年 4 月 7 日に同資格を喪失し、同年 9 月 4 日に整理番号*番で厚生年金保険被保険者資格を再度取得していることが確認できる上、同原票の被保険者証交付等記録欄には、同年 5 月 9 日に健康保険証が社会保険事務所（当時）に返納された旨の記載が確認できる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、A社において被保険者資格を昭和 47 年 4 月 7 日に喪失し、同年 9 月 4 日に再度取得しており、当該得喪日に係る記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録と一致しているところ、上記の同僚6人のうち、雇用保険の記録状況が確認できた3人についても、申立人と同様に、雇用保険と厚生年金保険の記録が一致していることが確認できる。

加えて、A社は、平成3年6月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなく
なっており、当時の事業主（既に死亡）の妻及び子に照会したものの、申立期
間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除
の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に
ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料
を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 26 日から同年 6 月 25 日まで
雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、被保険者になった日は昭和 49 年 4 月 26 日であるが、厚生年金保険の記録では、被保険者資格の取得日が同年 6 月 25 日となっている。年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人がA社に昭和 49 年 4 月 26 日から勤務していたことが認められる。

しかし、A社の当時の経理担当者は、「当時は、入社後1週間もたたないうちに辞める者もおり、従業員の勤務状況を見て、社会保険に加入していた。また、社会保険の加入に当たっては、社長の指示を受け、何人かまとめて加入手続をしていた。」と証言している。

また、申立人と厚生年金保険被保険者の資格取得日が同日である同僚についても、申立人と同様に、雇用保険の被保険者資格を取得した2か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社は一定の試用期間を設けており、当該期間は厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和 57 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も、既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 718

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 1 月 29 日から同年 2 月 1 日まで
② 平成 5 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
③ 平成 6 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間①は、A事業所における厚生年金保険の資格喪失日が平成 5 年 1 月 29 日になっているが、勤務証明書では同年 1 月 31 日まで勤務したことになる。

申立期間②は、B事業所における厚生年金保険の資格取得日が平成 5 年 3 月 1 日になっているが、勤務証明書では同年 2 月 17 日から勤務したことになっており、実際は同年 2 月 1 日から勤務していた。

申立期間③は、B事業所における厚生年金保険の資格喪失日が平成 6 年 3 月 31 日になっているが、勤務証明書では同年 3 月 31 日まで勤務したことになる。

申立期間①と②がつながっていないことに関しては、当時、C学校の学生であったが、就業していることが学科の条件であったため、期間が 1 日でも空いていることはあり得ない。勤務証明書からも、年金記録の間違いは明らかであり、年金記録に空きが無いように訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が、当該期間後にD事業所に採用されるに当たって、同事業所に提出したA事業所の勤務証明書によると、申立人の同事業所における勤務期間は、平成元年 11 月 7 日から 5 年 1 月 31 日までと記載されている。

しかし、A事業所の当時の事務担当者は、「具体的に申立人の退職日については覚えていないが、出勤簿を見て社会保険の書類や離職票を作っていたので、

退職日を間違えることはないと思う。」と回答しており、雇用保険における申立人の離職日（平成5年1月28日）の翌日は、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

また、A事業所は、平成12年2月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したものの、回答が得られないことから、申立人の正確な退職日及び退職月の厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②については、申立人は、「B事業所に、平成5年2月1日から勤務した。」と主張しているが、申立人がD事業所に提出したB事業所の勤務証明書に記載された勤務開始日は、平成5年2月17日とされている。

また、B事業所の顧問社会保険労務士を通じて、申立期間当時に給与計算を担当していた顧問税理士に確認したところ、当該税理士は、「当時の書類は残っていなかったが、厚生年金保険の資格取得については、採用後、一定期間経過後に行っていたため、翌月から加入になっているものと思われる。」と回答している。

申立期間③については、B事業所の勤務証明書によると、申立人の同事業所における勤務終了日は、平成6年3月31日と記載されている。

しかし、上記の税理士は、「厚生年金保険の資格喪失日については、同年3月31日が木曜日で、休業日だったので、30日を退職日としたのではないか。なお、雇用保険と同じ処理をしているので、雇用保険の方も調べていただきたい。」と回答している。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、B事業所において平成5年3月1日に被保険者資格を取得し、6年3月30日に離職していることが確認できるところ、当該離職日の翌日は、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、C学校は、「C学校は、就職しながら学ぶということが原則であったが、就職先はアルバイトでもよかった。また、入学時の書類は就職先を書いてもらっていたが、入学後に就職先が変わっても、学校側では分からない。」と回答しており、当時の就学条件が厳格な取扱いではなかったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 42 年夏ごろまで
昭和 41 年 3 月から 42 年夏ごろまで、A 社が経営する B に勤務し、C の仕事をしてきた。ところが、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、間違いなく当該事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚に係る具体的な記憶及び同僚等の証言から、期間は明らかではないが、申立期間当時、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料を有しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる証言を得ることができず、当時の同僚等からも、申立人の厚生年金保険の加入状況及び当時の保険料控除に係る証言を得ることができなかった。

また、当時の経理等事務の担当者は、「厚生年金保険の加入者は、失業保険にも加入させているはずである。厚生年金保険及び失業保険の両方とも加入記録が無いということは、厚生年金保険の加入手続をしていないのではないかと思う。」「従業員の入替わりが激しい職場だったので、仕事が続けられるかどうかを判断してから、厚生年金保険の加入手続をしており、その期間は、人によって違っていたと思う。また、従業員が給料の手取り額が減るのを嫌い、社会保険の加入を拒否することも多かった。」と証言している。

さらに、申立人及び同僚等の供述により、申立人の勤務期間は約 4 か月から 6 か月程度であったものと推測されるところ、申立人が名前を挙げた同僚の中にも、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が見られることから、事業主は、当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人の勤務時期及び厚生年金保険料の控除についての記憶は

^{あいまい}曖昧であり、申立期間に係る雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。